

## じまん市ポイントカード会員規約

### 第1条（会員）

会員とは、本規約を承認の上、J A静岡市じまん市（以下「じまん市」といいます）に入会を申し込まれ、じまん市が入会を認めた方をいいます。

### 第2条（カードの発行）

- ① じまん市は、会員に対し「じまん市ポイントカード」（以下「カード」）を発行します。
- ② カードは、他人に貸与、または譲渡できません。
- ③ カードは、一会員一枚の発行とし、複数枚の発行はできません。複数ご入会の場合、他のカードは無効とさせていただきます。又二枚以上のカードに貯めてあるポイントを一枚に合算することはできません。
- ④ カードは、第9条により退会または資格を取り消されるまで有効とします。
- ⑤ 会員は、発行手数料として100円をお支払頂きます。なお、納入された発行手数料は理由の如何を問わず返却できません。
- ⑥ 会員は、申し込み時の氏名、住所、電話番号などを変更された場合は速やかにじまん市までご連絡下さい。お届け頂けない場合、会員資格が失効する場合がございます。

### 第3条（カードのご利用）

- ① カードのご利用は、J A静岡市のじまん市のどの店舗でもご使用になれます。
- ② カードのご利用は、ご本人およびご家族に限らせて頂きます。
- ③ 精算前にカードのご呈示がない場合はポイント特典をご利用になれません。
- ④ お買物券等での商品の購入の場合は、ポイントがつきません。
- ⑤ 付与されるポイントの有効期限は、ポイントの付与日から4年を経過した最初の3月末となります。
- ⑥ カードを折り曲げたり、汚したり、磁気に近づけますとカードがご利用できなくなります。また破損により、ポイントが失効する場合がありますのでご注意ください。

### 第4条（特典）

- ① お買い上げ金額200円（税込）ごとに、1ポイント加算させていただきます。
- ② その他、各店舗やイベント等によりポイントが付きます。
- ③ ポイントカードに貯まったポイントを1ポイントからレジにてご利用いただけます。

### 第5条（カードの紛失、盗難）

- ① カードの紛失、盗難その他の事由により、他人にカードを使用された場合の損害は会員の負担となります。
- ② カードを紛失、または盗難にあった場合は速やかにじまん市までご連絡下さい。

### 第6条（再発行）

- ① カードの再発行はじまん市が認めた場合に限り行ないます。
- ② 破損、紛失などによる再発行は改めて発行手数料として100円を頂きます。また、紛失時の再発行には、免許証・健康保険証など、ご本人と確認できるものをご持参下さい。

### 第7条（個人情報の利用目的）

- ① じまん市は、会員が申込書に記入した個人情報については機密保持を厳守します。
- ② 会員の住所、氏名、生年月日、電話番号、お買い上げ商品等の会員情報をじまん市で登録することを予めご了承下さい。
- ③ 個人情報の利用目的は、会員に対し、じまん市から会員特典ならびにイベント情報、広告印刷物等の送付に関連するものみに使用させていただきます。

### 第8条（コンピューター障害について）

コンピューター・レジ等の故障、停電、天災等の不慮の事故によりデータ消滅や一時的にカードのご利用・特典サービスが出来なくなる場合がございます。

### 第9条（退会、会員資格の取り消し）

- ① 会員はいつでもじまん市に申し出て退会することができます。
- ② 会員が本規約に違反した場合または、じまん市が会員として不相当と認めた場合に会員資格は取り消されます。この場合、カードに累積されているポイントは無効になります。

### 第10条（規約の変更）

予告無しに本規約、特典の内容が変更となる場合があります。じまん市は変更事項の告知については、各じまん市の店頭等に行ないます。告知後にカードをご使用いただいた場合、または脱会の申し出がなかった場合ご了承頂いたものと致します。お問い合わせは各じまん市までお申し出下さい。会員情報の登録および変更には日数がかかる場合がございます。予めご了承下さい。

付則 本規約は平成16年11月18日から実施致します。

- (1)この規約は平成24年1月13日一部改正。
- (2)この規約は平成25年2月28日一部改正。
- (3)この規約は平成26年9月1日一部改正。
- (4)この規約は平成31年4月1日一部改正